

「書道パフォーマンス甲子園」PR動画作成業務委託に係る
質問に対する回答1

質 問 内 容	回 答
仕様書における委託期間(平成28年11月30日(水)まで)とは、最終納品期限を指すのか、又は、実績報告書の提出・検査の期日を指すのか。	委託期間は、委託業務が完了するまでの期間を指します。最終納品期限となります。実績報告書の期限は別途契約書にて定めることとなります。
H28年度開催「第9回書道パフォーマンス甲子園」の撮影素材を基に関して、納品したPR動画をH29年以降の開催PR用に利用するという認識で問題ないか。	第9回大会の撮影素材を基にしたPR動画を想定していますが、過去大会の撮影素材の使用を禁止するものではありません。 また、PR動画は納品完了後、大会自体の魅力を発信するために活用します。
演技中の使用楽曲について、音楽著作権・著作隣接権の関係から、DVD作成・配布に対して、高額な著作権料の発生や、使用不可能といった場面が想定される。そこで、ある程度の制約条件が付くが、提案者が著作権管理団体と締結している権利使用に関する契約を活用してDVD作成といった提案は可能か？	提案は可能ですが、仕様書に記載しているとおり、DVDの権利は実行委員会に帰属し、様々な場面で活用することを想定しています。ご質問の契約の活用により、PR動画の使用が大きく制限されるなど、PR効果が削減されることのないようにしてください。
仕様書に規定される納品条件（DVD作成枚数など）を変更しての提案は可能か？	提案は仕様書を前提としてください。 作成枚数等、条件を変更した上で提案される場合は、仕様書条件での提案をしたうえで、別に提示してください。
インターネット上での公開を前提としているとのことだが、インターネットの公開ページを限定するなど、特定の条件付きでの提案は可能か？	質問内容での提案は可能ですが、特定の条件により、PR効果が大幅に削減されることのないようにしてください。

上記質問に対する回答は、要領等の追加としますので、ご対応よろしく申し上げます。